

いじめ防止委員会, いじめ防止基本方針

いじめ防止委員会の設置について

1 目的

校内からいじめを根絶し, 生徒一人一人が安心して生活できる学校を実現する。

2 構成

校長・教頭・事務長・教務主任・生徒指導主事・研究主任・小中一貫教育担当者・養護教諭・

1 学年主任・2 学年主任・3 学年主任
その他, 生じた事案に係る教職員

3 活動

- (1) 委員会は定期的開催し, 未然防止に努める。
- (2) アンケートの作成・実施・状況把握を行う。
- (3) いじめへの対応を迅速に行う。

4 取組内容

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
 - ①いじめの未然防止のための組織づくり
 - ②道徳教育等の充実
 - ③早期発見のための措置
 - ・生徒対象「いじめに関するアンケート」の実施
 - ・保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施
 - ④相談体制の確立
 - ・教育相談の実施
 - ・スクールカウンセラー等との面談
 - ⑤インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 - ・生徒, 保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知, 研修会等の実施
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携
- (8) その他いじめの防止に係ること

5 その他

- ・生徒指導部と緊密な連携を図る。